○大府市認定保育室事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、認可外保育施設の保育環境の整備及び保育水準の向上を図るため、一 定の基準を満たした認可外保育施設を市が認定保育室として認定することについて、必 要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに よる。
 - (1) 認可外保育施設 児童福祉法 (昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第39条に規定する業務を目的とする施設で、法第35条第4項による認可を受けていない施設 (子ども・子育て支援法 (平成24年法律第65号)第59条の2に規定する仕事・子育て両立支援事業に係るものを除く。)をいう。
 - (2) 認定保育室 市内に所在する認可外保育施設(法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業を行う施設を除く。)のうち、次条に定める基準を満たしている施設として市長が認定したものをいう。

(認定基準)

- 第3条 認定保育室として認定する基準は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 愛知県が定める認可外保育施設指導調査実施要領の別添「認可外保育施設指導監督基準」に規定されている要件を全て満たしていること。
 - (2) 市が実施する認可外保育施設に対する立入調査の結果、改善指導を受けていない、 又は改善指導を受けた場合において、速やかに当該指導に係る改善が図られているこ と。
 - (3) 定員が10人以上50人未満であること。
 - (4) 保育中の事故に係る賠償責任保険に加入していること。
 - (5) 子ども・子育て支援法第19条第1項第3号に規定する子ども(満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を含む。)を受け入れていること。

(申請)

- 第4条 認定保育室の認定を受けようとする認可外保育施設の設置者(以下「申請者」という。)は、認定を受けようとする年度の前年度の3月10日までに、大府市認定保育室認定申請書(第1号様式)に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。 (認定)
- 第5条 市長は、前条の規定に基づく申請があったときは、第3条に掲げる基準に基づき 認定の適否を決定するものとする。この場合において、市長は必要に応じて、当該申請 に係る認可外保育施設の立入調査を実施することができる。
- 2 市長は、前項の規定に基づき認定を決定したときは申請者に大府市認定保育室認定通知書(第2号様式)を交付し、認定しないと決定したときはその旨を申請者に通知するものとする。

- 3 市長は、前項の規定に基づき認定を決定したときは、認可外保育施設の名称及び所在 地を公表するものとする。
- 4 認定期間は、第2項の規定に基づく認定の決定があった日の属する年の4月1日から 翌年の3月31日までとする。

(申請内容の変更)

第6条 前条第2項に規定する認定の決定を受けた者(以下「認定者」という。)は、第4 条の規定に基づき申請した内容を変更しようとするときは、大府市認定保育室の認定に 係る申請内容変更届(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

(廃止及び休止)

第7条 認定者は、認定保育室を廃止し、又は休止しようとするときは、大府市認定保育 室廃止(休止)届(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

(認定の取消し)

- 第8条 市長は、認定保育室が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。
 - (1) 保育内容等に重大な過失があったとき。
 - (2) 虚偽の申請その他不正の事実が判明したとき。
 - (3) 認定期間において、第3条に掲げる基準を満たさなくなったとき。
 - (4) 保育、運営内容等について市から改善指導を受けたにもかかわらず、速やかに改善 措置を講じないとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が認定を取り消すことが適当と認めるとき。 (実績報告)
- 第9条 認定者は、認定期間が満了したときは、その翌月の末日までに大府市認定保育室 実績報告書(第5号様式)を市長に提出しなければならない。

(調査等)

第10条 市長は、認定者に対して必要な指示をし、報告を求め、又は調査をすることができる。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(平成29年度の認定に係る期限の特例)

2 平成29年度における第4条の規定の適用については、同条中「認定を受けようとする 年度の前年度の3月10日」とあるのは、「平成29年4月10日」とし、第5条第4項中 「第2項の規定に基づく認定の決定があった日の属する年の4月1日」とあるのは、「第 2項の規定に基づく認定の決定があった日」とする。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

大府市認定保育室認定申請書

大府市長 殿

所 在 地 団 体 名 代表者氏名

(1)

大府市認定保育室事業実施要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて 申請します。

記

- 1 施設の名称
- 2 施設の所在地
- 3 設置者氏名
- 4 管理者氏名
- 5 定員
- 6 その他

7 その他

	大府市認定保育室認定通知書			
		第 年	月	号日
	様大府市長			囙
	て府市認定保育室事業実施要綱第5条第1項の規定に基づき、 計市認定保育室として認定したので、同条第2項の規定により		卜保育施	記設を、
	記			
1	施設の名称			
2	施設の所在地			
3	設置者氏名			
4	管理者氏名			
5	定員			
6	認定期間			

大府市認定保育室の認定に係る申請内容変更届

大府市長 殿

所 在 地 団 体 名 代表者氏名

年 月 日付け第 号で通知された大府市認定保育室の認定について、申請内容に変更が生じたので、大府市認定保育室事業実施要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 施設の名称
- 2 施設の所在地
- 3 変更の内容
 - (1) 変更前
 - (2) 変更後
- 4 変更理由
- 5 変更時期

備考 変更内容が確認できる書類を添付すること。

大府市認定保育室廃止(休止) 届

大府市長 殿

記

大府市認定保育室を(廃止・休止)するので、大府市認定保育室事業実施要綱第7条の 規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

- 1 施設の名称
- 2 施設の所在地
- 3 廃止(休止)の理由
- 4 入所児童の処置
- 5 廃止年月日又は休止予定期間

大府市認定保育室実績報告書

大府市長 殿

 所 在 地

 団 体 名

 代表者氏名

大府市認定保育室事業実施要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり実施状況を報告します。

記

- 1 施設の名称
- 2 施設の所在地
- 3 入所児童数及び職員の配置状況

(単位:人)

										(甲仏	• / 🕻 /		
区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
0 歳児													
1歳児													
2歳児													
3歳児以上児													
合計													
保育従事者数													
内有資格者数													
内常勤職員数													

備考 各月初日の児童数及び保育従事者数を記入すること。

大府市が交付する認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けている ときは、当該証明書の写しを添付すること。

4 その他